

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

			資料番号	37-1	担当課	健康増進課
法令名	児童福祉法	根拠条項	第19条の6	不利益処 分の種類	支給認定 (小児慢性特定疾病 医療費) の取消し	
<p>○児童福祉法 〔医療費支給認定の取消し〕 第十九条の六 医療費支給認定を行つた都道府県は、次に掲げる場合には、当該医療費支給認定を取り消すことができる。</p> <p>一 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、その疾病の状態、治療の状況等からみて指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。</p> <p>二 医療費支給認定保護者が、医療費支給認定の有効期間内に、当該都道府県以外の都道府県の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。</p> <p>三 その他政令で定めるとき。</p> <p>2 前項の規定により医療費支給認定の取消しを行つた都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る医療費支給認定保護者に対し、医療受給者証の返還を求めるものとする。</p> <p>○児童福祉法施行令 〔医療費支給認定を取り消すことができる場合〕 第二十二條の二 法第十九條の六第一項第三号の政令で定めるときは、医療費支給認定保護者が法第十九條の三第一項又は第十九條の五第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。</p>						